

固定資産税の非課税について

令和8年度版

固定資産の所有者、用途によって固定資産税が非課税となることがあります。

地方税法に規定する一定の用途に供されている固定資産は非課税となり、固定資産税が課税されません。これらの資産をお持ちの方は、「固定資産税非課税適用申告書」で申告してください。（一部申告不要）
なお、有料で貸し付ける場合には非課税となりません。詳しい内容や申告の方法等は税務課までお問い合わせください。

【非課税の対象となる主な用途 一部抜粋】

固定資産の用途	地方税法条文
宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物および境内地	地方税法第348条第2項第3号
学校法人等が直接保育又は教育等の用に供する固定資産	地方税法第348条第2項第9号
医療法人等が医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産	地方税法第348条第2項第9号の2
社会福祉法人等が次の施設の用に供する固定資産 ※生活福祉法に基づく保護施設	地方税法第348条第2項第10号
社会福祉法人等が次の施設の用に供する固定資産 ※小規模保育事業	地方税法第348条第2項第10号の2
社会福祉法人等が次の施設の用に供する固定資産 ※児童福祉施設	地方税法第348条第2項第10号の3
社会福祉法人等が次の施設の用に供する固定資産 ※幼保連携認定こども園	地方税法第348条第2項第10号の4
社会福祉法人等が次の施設の用に供する固定資産 ※老人福祉施設	地方税法第348条第2項第10号の5
社会福祉法人等が次の施設の用に供する固定資産 ※障がい者支援施設	地方税法第348条第2項第10号の6
社会福祉法人等が次の施設の用に供する固定資産 ※社会福祉事業	地方税法第348条第2項第10号の7
更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	地方税法第348条第2項第10号の8
市町村から介護保険法に規定する包括支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産	地方税法第348条第2項第10号の9
事業所内保育事業（利用定員6人以上）の用に供する固定資産	地方税法第348条第2項第10号の10
農協、生協等が所有し、経営する病院、診療所等	地方税法第348条第2項第11号の3
健康保健組合等が所有し、経営する病院、診療所、保健施設等	地方税法第348条第2項第11号の4
社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産	地方税法第348条第2項第11号の5
公益社団法人・公益財団法人で学術の研究の用に供する固定資産	地方税法第348条第2項第12号
中小企業等協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法等による組合、連合会等が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫	地方税法第348条第4項 （申告不要）※ただし、確認資料の提出を求めたり、現地調査等を行う場合があります。

※非課税の要件を満たしているか利用の状況を調査したうえで、非課税の認定を行います。

なお、非課税の対象でなくなった場合も同様の申告手続き及び、税務課への連絡等が必要となります。

お問い合わせ先 串間市役所 税務課 資産税係 TEL0987-72-1113